

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について .....	<a href="#">1</a>
議案の送付について .....	<a href="#">3</a>
追加議案の送付について .....	<a href="#">4</a>
組合議会運営予定表 .....	<a href="#">6</a>
議事日程 .....	<a href="#">7</a>
会議に付した事件 .....	<a href="#">8</a>
出席・欠席議員 .....	<a href="#">8</a>
出席した説明員 .....	<a href="#">8</a>
出席した事務局職員 .....	<a href="#">8</a>

第1号（11月8日）

開会宣言 .....	<a href="#">9</a>
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	<a href="#">9</a>
日程第2 会期の決定 .....	<a href="#">9</a>
日程第3 議案第2号～議案第3号一括上程 .....	<a href="#">9</a>
日程第4 議案質疑及び一般質問 .....	<a href="#">12</a>
日程第5 議案第4号上程 .....	<a href="#">34</a>
閉会宣言 .....	<a href="#">35</a>
会議録署名議員 .....	<a href="#">35</a>
発言通告一覧表 .....	<a href="#">36</a>

津資組第 558 号  
平成25年11月1日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

**津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会の招集について**

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第6号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第6号

平成25年11月1日

平成25年11月8日（金曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会11月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 560 号  
平成25年11月1日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

#### 記

議案第 2 号 平成 2 4 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算  
議案第 3 号 平成 2 5 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）

津資組第 569 号  
平成25年11月 8日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第 4 号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

監査委員の選任について

監査委員に下記の者を選任したいから、津山圏域資源循環施設組合格約第 14 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生年月日
津山市田熊 1 7 4 2 番地	久常 勝實	昭和 1 9 年 8 月 2 6 日

平成 2 5 年 1 1 月 8 日提出

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

平成 25 年 11 月 8 日

### 1 1 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
11 月 8 日	金	全員協議会（午前 9 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）11 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決 ・ 日程第 5 追加議案上程 管理者の提案理由の説明 採決 閉会	

# 平成25年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成25年11月8日(金) 午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第2号 平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出  
決算  
議案第3号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算  
(第1次)
- 日程第 4 議案質疑及び一般質問  
採決
- 日程第 5 議案第4号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について  
採決



本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	議案第2号～議案第3号 一括上程
第4	議案質疑及び一般質問
第5	議案第4号上程

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋久憲司	出席		9	浦矢薫	出席	
2	岡安謙典	〃		10	藤田多喜夫	〃	
3	近藤吉一郎	〃		11	岡本良市	〃	
4	末永弘之	〃		12			
5	津本辰己	〃		13	井戸賢一	出席	
6	西野修平	〃		14	鷹取渡	〃	
7	松本義隆	〃		15	貝阿彌幸善	〃	
8	村田隆男	〃		16	三船勝之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
管理者	宮地昭範	事務局長	上田輝昭
副管理者	山崎親男	事務局次長	平井清治
〃	水嶋淳治	事務局次長	河島邦生
〃	花房昭夫	事務局次長	甲田勉
〃	定本一友	施設課参事	永禮治
〃	大下順正	総務課主幹	加藤俊文

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
総務課主幹	杉山義和	施設課主幹	松原寿治
総務課主幹	平井良幸	施設課主幹	内田充
総務課主査	金田真由美	施設課主査	松本博巳
総務課主査	山田英敏	施設課主査	松岡誠志
総務課主任	家元裕一		

会議場所 津山市役所 議場

## 平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会議事録

午前 10 時 30 分 開会

●議長（西野修平氏）

開会に先立ちまして、故勝央町議会議員福田弘君に黙禱をささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

●議長（西野修平氏）

黙禱。

〔黙 禱〕

●議長（西野修平氏）

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

本日、平成 25 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、2 番 岡安謙典議員、10 番 藤田多喜夫議員を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔承認「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

### 日程第 3 議案第 2 号～議案第 3 号一括上程

それでは、日程第 3 に入り、議案第 2 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」、議案第 3 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」を一括上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

みなさま、おはようございます。本日、ここに津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第 2 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

それでは、平成 24 年度の決算概要につきましてご説明を申し上げます。

予算総額は、3 億 9,344 万 1 千円でございます。これに対する決算額は、歳入 3 億 3,037 万 5,015 円、歳出 2 億 7,118 万 2,730 円でございます。歳入歳出差引額 5,919 万 2,285 円を平成 25 年度へ繰り越しいたしております。

決算に関する関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審査意見書のとおりでございます。

平成 24 年度は、新クリーンセンター敷地造成業者並びに事業の中心となります熱回収施設・リサイクル施設の設計・建設と 20 年間の運営を包括的に行う DBO 事業者を選定をし、組合議会におきまして、それぞれ契約議案の議決をいただき熱回収施設・リサイクル施設の設計と敷地造成工事に着手をいたしました。

また、環境影響評価書の作成、ごみ焼却施設としての都市計画決定など、事業を進めるうえで諸手続きにつきましても完了をいたしております。今年度につきましては、最終処分場の着工を予定しております。新クリーンセンター建設事業は、大きく前進するものと、このように考えております。

事業の推進にあたりましては、議員の皆様方を初め住民の皆様方のご協力をいただいておりますことに、改めまして心から感謝を申し上げます。

今後も、新クリーンセンター施設の早期完成、稼働に引き続き尽力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成 24 年度決算の概要につきまして総括的な説明とさせていただきます。

次に、議案第 3 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為補正として「最終処分場建設費」につきまして、消費税の引き上げに伴い限度額を増額するものでございます。

なお、議案第 2 号につきましては、後ほど大下副管理者よりご説明させますけれども、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

はい。それでは、議案第2号「平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計決算」の補足説明を申し上げます。まず、歳入からご説明申し上げます。

決算書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。説明につきましては、決算の事項別明細書で各款の金額と主な内容につきましてのご説明にとどめさせていただきまます。なお備考欄にその内容を掲げておりますので、併せてご覧いただきたいと思います、このように思います。

まず、45款、分担金及び負担金は、構成5市町の分担金として1億7,636万5千円。

50款、使用料及び手数料は、行政財産使用料として3,880円を収入いたしております。

55款、国庫支出金、3,329万7千円につきましては、現年度事業分に対する循環型社会形成推進交付金を収入いたしております。80款、繰越金、9,630万1,719円につきましては、歳計剰余金繰越金の8,704万719円と繰越事業繰越金の926万1千円を収入いたしましたものでございます。次に85款、諸収入につきましては、20項、預金利子として、5万8,914円、50項、雑入につきましては、雇用保険料の個人負担金として4万8,502円を収入いたしております。次に90款、組合債につきましては、現年度の事業分に係る財源として2,430万円を借入れております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

決算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず10款、議会費では議員の費用弁償及び視察研修に要したバス賃借料などを含めまして91万1,468円を支出いたしました。次に15款、総務費では、10項、総務管理費と、60項、監査委員費を合わせまして1億3,885万4,735円を支出いたしております。

その主な内容といたしましては、10項、総務管理費では、1節、報酬では、嘱託職員2名分及び審査会委員の報酬として483万7,900円。8節、報償費では弁護士等の報償として33万440円。13節、委託料では、財務事務の委託料などで150万2,000円。14節の使用料及び賃借料の255万5,649円につきましては、組合事務にかかる土地・建物賃借料及び公用車にかかるリース車両2台と視察等のバス賃借料等でございます。19節、負担金補助及び交付金、1億2,483万8,066円につきましては、構成市町に対して支出する職員の人件費等負担金などでございます。

60項、監査事務委員費につきましては、監査委員の費用弁償などで、9万4,580円を支出いたしております。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

25款、衛生費では施設管理費の関係で1億2,673万9,827円を支出いたしております、

翌年度への繰越額は 6,121 万 9 千円といたしております。これはクリーンセンター建設事業に係る委託業務が主なものでございまして、13 節、委託料の内容につきましてご説明を申し上げます。

まず現年度分の実施分といたしまして、備考欄の埋蔵文化財の発掘調査業務 1,322 万 5,896 円から構内道路電気管路ほか実施設計業務 609 万円までの事業としまして 1 億 884 万 2,546 円を支出いたしております。その下の繰越事業分としまして、地質土壌調査業務、926 万 1 千円を支出いたしております。

次に 19 節の負担金補助及び交付金 152 万 3,628 円につきましては、組合の周辺対策事業として実施いたしました中山間地域総合整備事業に対する地元負担金等 144 万 4,800 円及び施設周辺の道路整備事業で借入を行いました起債償還に対する負担金 7 万 8,828 円を支出いたしております。次に 65 款、公債費では 15 目、利子として 467 万 6,700 円を支出いたしております。80 款、予備費につきましては支出はございませんでした。

続きまして、次のページの 11 ページの実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。歳入総額は、3 億 3,037 万 5 千円、歳出総額は 2 億 7,118 万 3 千円、歳入歳出の差引額 5,919 万 2 千円、このうち繰越明許費繰越額に係る一般財源 536 万 3 千円を差し引きました実質収支額 5,382 万 9 千円を次年度へ繰り越したしております。

以上で、平成 24 年度、組合会計決算についての補足説明を終わります。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。

**日程第 4 議案質疑及び一般質問**

●議長（西野修平氏）

これより、日程第 4 に入り、議案質疑及び一般質問を行います。それでは、お手元に配布した発言通告一覧表に従い順じ質問を許可いたします。

10 番、藤田多喜夫君、登壇。

△10 番（藤田多喜夫氏）〔登壇〕

失礼します。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に基づいて質問し管理者側の答弁を求めたいと思っております。今、上程に上がっております議案第 2 号、平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算等について質問します。

まず、歳出のうち 25 款、衛生費に含まれる施設建設費契約支援業務 1,176 万円は、どんな事業ですか。またこの支援の必要性と、また何をどのような支援をするのか教えてください。それから続きまして、負担金補助金及び交付金の 152 万円について、この内、周辺整備事業補助金負担金 144 万円については、議案説明会では、本来の周辺整備事業を組合がすべきところを国からの交付金等の関係で津山市が施工し、地元負担金などを組合がもつと説明がありました。同様のしくみで組合施工工事でありながら津山市や鏡野町が施工し、地元負担金の部分を組合が持っているものがどの程度あるか、これもお示してください。

次に、鏡野町下原地域で今、施工されております下原整備事業についてお尋ねをいたします。この工事の総額はおいくらでしょうか。また、鏡野町でこのような事業をする場合、普通 15%の地元負担金、関係する地域住民や受益者負担金が必要だと聞いておりますけれども、15%の負担金はいくらになるのか、お示してください。

宮地管理者になって、前任者のやったことを検証して、申請書類には、鏡野町側下原の共同申請に必要な印鑑が必要であったことが明らかとなりました。実際は、鏡野町側の共同申請の印鑑はなかった。申請書類は間違いのまま受けられ、適地選定委員会でも無事通過をして、領家が予定地として決定されてしまった。こういう経過があります。その代償になるようなことで、再考を求める住民の会の関係もあり、津山の末永議員が下原下町内会長や地区の役員にも相談された格好で 15%の負担金を軽減するという話を、そういった何回も話し合いをされた結果、下原の区長も交えて最終的な処置を講じたと聞いておりますが、最終的にはどのような方法で、その負担額はどうなったかを、それについてもお示してください。また、その経過についても明らかにしてください。

住民の会のことについて質問します。住民の会のみなさんは、クリーンセンター建設にあたり、これまで数々の問題点を指摘されてまいりました。例えば、申請書類が不備であること、建設予定地に産業廃棄物が埋蔵されていたことや、ヒ素や鉛が環境基準を超えていたことなど、こういったことは全て予定地購入前に既に指摘されていたことでもあります。ところが、当時の津山ブロックごみ処理広域化対策協議会の、そういったことに対する対応は、申請書類不備について地元領家が申請者になっていないことを、指摘されると、書く行を間違っていたとか、書類は進化するというようなことを前管理者の桑山さんは言って全く認めようとしなかった経過があります。また副管理者の山崎町長は公募を締め切った半年以上経ってから、久米地域の方から下原の区長を紹介してほしいと、そういうことがあり、これが郷地区全体の問題だからと、津山市でいう連合町内会にあたる郷区長会を紹介したと聞いております。本来なら、今頃来ても遅いと久米地域の人達に断って、領家決定について問題にしなければならない、そういう立場であったはずであります。申請書類の不備については未だ正されていないと聞いております。

また、建設予定地に産廃が埋められているという指摘されたことについては、久米の公共下水道から出た残土を捨てただけだと言っているようなことがありました。実際これを掘り起してみると、産廃が大量に埋められていたことが明らかになりました。しかし異物として産廃とは認めないという言動が繰り返されてきたところでもあります。もともと、この建設予定地には、ヒ素・鉛が環境基準を超えて存在することが、前地権者、株式会社E N Aでしたか、当時開発の為にいった環境アセスの結果でも明らかで、そんな汚染された土地を買うべきではないと、指摘したところ、平成 20 年 10 月 10 日発行のクリーンセンターの第 6 号では、毎日赤ちゃんのミルクの中に鉛を入れて飲んでも大丈夫とか、重金属をどのくらい摂取しても大丈夫か考え上手く付き合っていくことが大切などと異常とも思える解説を載せ、全く住民の不安に答えていない状況でした。

しかし、この建設予定地からはヒ素が基準値を超えて検出され、汚染処理費用の除去費用に多額の費用が余分にかかってしまったと聞いております。結果、住民の会の声を無視して多額の費用をかけて領家予定地を購入してしまった。建設工事が始まっている今、このような住民の声を無視する手法についてどのように思われていますか、お答え下さい。また、住民の会の指摘によって、申請書の不備が明確になり産廃が掘り起されて、鉛の安全対策もされ、いわば住民の会のみなさんのおかげで、正しい方向に修正されつつあると思われかもしれませんが、前管理者の桑山さんがしきりに反対者のせいで、この事業が進められないとか、遅れるとか、住民の会を悪者にした発言を繰り返してきました。そういったせいで、いまだに地域の中で反対されている者としてレッテルを貼られて暮らしにくいと嘆いておられます。今年6月のクリーンセンターだよりの中で深くお詫びをしますと、謝罪の言葉が載せられておりますが、一定評価するものの、この謝罪の具体的なことではなく、それでは不十分だと考えております。この際、住民の会の指摘でこの事業が良い方向で修正したと公に知らせて、住民の会の皆さんの名誉回復をするべきではないかと思いますが、管理者の見解を求めます。

最後に、公共公害防止協定についてですが、公害防止協定は郷地区全体で協定を結ぶ方向で進んでいると聞いておりますが、その下原下、下原上はこれまで指摘してきたように、共同申請者となるべき地域であったとことを踏まえて、町内会ごとに公害防止協定を結ぶべきと思いますが、それについての見解を求めたいと思います。再質問は自席で行います。以上です。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

管理者。登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

藤田議員の質問にお答えをいたします。私の方からはクリーンセンター建設にあたって、数々の問題点を指摘をされてこられた住民の会の方々の声を無視して、建設工事が始まっているけれども、この手法をどのように思うか。そういった趣旨のお尋ねだろうと、このように理解をいたしております。

一昨年の事業計画の見直しを行う際に、住民の会の方々からいただきましたご意見、ご指摘は里山風景の保全、あるいはまた残土処理地土壌の再調査など、可能な限り、あらたな事業方針に取り入れてきたつもりでございます。

現在、行っております敷地造成工事に関する意見など、有意義なご意見は事業推進の参考にさせていただいております。今後とも、住民の会の方々とは、事業方針に沿う中で話し合いを継続いたしまして、ご意見をいただく。そして少しでも心が和む事業推進を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、住民の会の指摘によって事業がより良い方向で修正したと公に知らせ、

住民の会の方々の名誉回復を図るべきではないかとお尋ねでございます。

事業推進に対しまして、市民の皆様の間にも様々な考え方があるということは、十分承知をいたしておりますけれども、反対をされている皆様方が「悪いことをしている」といった風潮が作られたり、犠牲になったりするようなことは、当然のことでございますけれども、あってはならないと、このように考えております。住民の会の方々の事業への関わりにつきましては、クリーンセンター建設事業の話題の中で、触れるようにしておりますけれども、今後も私なりに努力を続けてまいらなければならないと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私の方から、藤田議員の質問にお答えをいたします。鏡野町下原水路整備事業のことについてのご質問でありました。総事業費につきましては、2億3,000万円程度でございます。そういうふうな中から協議をいたしまして、0.5%の負担というふうなことに結果的になったわけでありました。それぞれのその事業を含めまして、各事業につきましては平成22年度に庁舎内の検討会議で個別案件につきまして協議をいたしました。その中で、周辺整備事業の分担金でありましても、過去の鏡野町の事例によりまして、応分の受益者負担をしてもらうことが基本方針ということでありまして、負担額の価格は鏡野町で実施いたしました、苫田ダム関連事業であります灌漑排水事業の地元分担金を5%から2.5%へ軽減したという事例を参考にいたしました。しかしながら、今、質問にありました、下原水路整備事業等の個々の案件につきましては、諸事情を考えまして2.5%を下回るケースもあったと、いうふうなことであります。

そして、5番目の公害防止協定であります。公害防止協定につきましては下原下、下原上、共同申請者にならないといけない地区でありながらというふうなことでありますけれども、私共は郷地区全体というふうなことで、ただ今考えております。そういうことを答弁として発表させていただきます。

●議長（西野修平氏）

事務局長。答弁者はね、手を上げて言ってくださいね。はい。事務局長、どうぞ。

△事務局（上田事務局長）

それでは今の副管理者の答弁の補足といたしまして、事務局の方からご答弁をさせていただきます。個別に公害防止協定を結ぶべきではないかというお尋ねでございました。公害防止協定は、住民の皆様のクリーンセンターに対する信頼を得るために、施設操業中の環境負荷状況、周辺環境状況並びに稼働状況を明らかにすることにより、住民のよりよい生活環境を保全することを目的として周辺町内会等と締結をする予定でございます。本協定は、住民の皆様方の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るものであり、締結相手によって内容が異なるものではございません。特段に決められたもので



もございません。こういったことをきちんと説明をしながら、現在、周辺地域の代表者と調整を行っておるところでございます。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい。事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

はい。平成 24 年度決算の中で、施設建設費契約支援業務、1,176 万円は、どのような事業か。どのような支援で、必要性は、とのお尋ねでございます。

今回、熱回収施設・リサイクル施設の設計、建設及び 20 年間の運営を一括して担います DBO 事業者を求めるにあたりまして実施した業務でございます。今回のような廃棄物処理施設は、専門的な技術が集約されたものでございまして、DBO 方式に関する幅広い知識と経験並びに課題の分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の支援を受けたものでございます。業務の内容といたしましては、施設整備・運営に関する基礎資料の作成、事業者選定業務の支援、事業者募集書類等の作成支援、事業者選定委員会運営補助、財務・法務等の総合支援等でございます。この契約支援を受けまして、平成 24 年 8 月に事業者選定を終了いたしまして、組合議会 11 月定例会におきまして、契約の議決をいただいたところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

事務局次長、平井君。

△事務局（平井事務局次長）

はい。国からの交付金などの関係で、組合が行う周辺整備事業を津山市、鏡野町が施工し、地元負担金の部分を組合が負担するものがどの程度あるのかとのお尋ねですが、該当する事業は、津山市、鏡野町を合わせて、6 件、事業費で約 5 億 1,000 万円を見込んでおります。このうち、国、県補助金、交付税を除いた金額が、組合の負担額となります。以上です。

●議長（西野修平氏）

答弁が終わったんですが、質問者、再質問はございますか？

△10 番（藤田多喜夫氏）

はい、議長。

●議長（西野修平氏）

10 番。藤田多喜夫君。

△10 番（藤田多喜夫氏）

答弁、ちょうだいしましたけれども何点が再質問させていただきます。まず、宮地管理者にお尋ねしますが、宮地管理者になって検証された、ということについてでありますけれども、そうした検証結果に対して、その結果を発表されて、またその検証結果に基づいて、概ね今、このクリーンセンターの事業が推進されてるということで認識しているところでありますけれども、平成 22 年の 3 月に、私は、鏡野町議会で副管理者

の、この検証について町長に質問したことがあります。その質問に対して町長は、検証は宮地さんが個人の思いを言っていると。自分はコメントするそういう立場にないと、いったようなことを答弁をされた経過がありますけれども、この検証の結果の宮地管理者がやったこと、津山圏域資源循環施設組合とは関係ないとは言いませんけれども、関係ないようなことを言ってきたと。その点について、まず宮地管理者にお聞きしますけれども、前任者がやったことの検証は、宮地さんが勝手にやったことで、いわゆる組合の正副管理者会議とか、組合自体とは関係のないこととして扱ったのか、明確にして下さい。

また、山崎副管理者にお聞きしますが、今でも検証のことを、自分は関係ないことだと認識しておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、地元負担金の部分ということでも、該当する事業は津山市、鏡野町合わせて6件ということでしたけれども、この具体的な内容がわかったら教えてください。

それから公害防止協定についてでありますけれども、公害防止ということですから、クリーンセンターで公害が発生しないようにするとか、万が一起こった場合にその時どうするかということだと思っておりますけれども、安全と言われた原発でも、ああいう大きな災害が起きていまだに終息がないと。原発問題とクリーンセンターを一緒にするというのはちょっと乱暴ですけれども、絶対安全ということがないという意味で言ったら、隣接している町内会地域がもし何かあったら、一番被害を被るというところですから、そこらへんに対してはそういう対応をきちんと、やるべきじゃないかと思っておりますけれども、そういう基本的な見地について答弁をお願いしたいと思います。以上です。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい。管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

お答えをいたします。検証の関係でございますけれども、実は私をご承知の通り、ごみ処理センターの進め方につきまして、非常に大きな疑問をもっておりましたから、市長選挙の際に反対をしてきた、こういう経過がございます。当選をさせていただきましたですね、検証をさせていただきましたわけでございますけれども、これは津山市長としてですね、津山市長としては、当然管理者という立場にあるんですけれども、津山市長として検証させていただくと、こういうことで管理者会の理解を求めて検証させていただいたと、こういうことでございます。以上でございます。

△事務局（平井事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい。事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

先程の6件の周辺整備事業の具体的な内容をとの質問ですが、まず津山市においては5件。周辺ですね、道路整備としまして、久米1号道路改良事業、約5,000万。そして久米105号線道路改良事業、約3,800万。そして予算の中にもありました中山間総合整備事業。これが1件が600万。そしてもう1件、280万。そして事業地への進入路、駅前郷線道路改良工事。これが平成27年までの事業になりますが、7,400万。そして鏡野町。これは鏡野町の事業地に隣接した作業道下原下線開設事業といたしまして、来年度26年度から30年度までを予定しております。鏡野町1件で3億3,700万。以上で約5億1,000万の事業を予定しております。以上です。

△副管理者（山崎親男氏）

はい。議長。

●議長（西野修平氏）

はい。副管理者。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

藤田議員の再質問でありますけれども、検証の件であります。鏡野町長といたしまして、私の思いと申しましょうか、結果として組合の事業推進には大いに参考になったと、検証の結果ですね、なっていると、このように思っております。

●議長（西野修平氏）

はい。事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

はい。公害防止協定の関係でございますが、隣接する町内等への対応。これについてどう考えるのかというお尋ねでございます。まず、公害防止協定につきましては、やはり一番大切なものは信頼関係の構築ということが非常に重要なところだろうと思っております。更には定期的な情報の公開、そういうところを含めまして情報の共有を十分に図っていきたく思っております。それからまた、町内会への非常時、それから通常時含めてでございますが、そういったところにつきましての対応につきましては、ちゃんと出来るような仕組みを検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

△10番（藤田多喜夫氏）

はい、議長。

●議長（西野修平氏）

10番。藤田君。

△10番（藤田多喜夫氏）

この検証については、管理者会の共通の認識ということでした。当然そうであったと思ひますけど、今後ともそういう検証に基づいての事業推進をお願ひしたいところでありまひます。

このクリーンセンターを建設する時の公募なんですけども、その中で、このクリーンセンターを公募する誘致すると言いますか、その結果として雇用の創出とか地域の活性化とか、暮らしが良くなる、というような内容だったと思いますけども。今日質問しましたように、このクリーンセンターを公募で決定した為に色んな住民の皆さんの対立があった。また、検証もあって今、推進をされてるという現状を踏まえてですね、この施設を作ってよかったといったような、そういう町民同士の対立が解消するような今後に向けて、是非そういう見地で施策を詰めてということをお願いして質問を終わります。以上です。

●議長（西野修平氏）

以上で10番、藤田多喜夫君の質問を終わります。次の質問を許可します。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。登壇。

△4番（末永弘之氏）〔登壇〕

質問に先立ちまして、監査委員さんから、丁寧な監査報告を頂きありがとうございます、と、申し上げて質問に入ります。

平成24年度の特徴は、平成27年12月稼働へ向けて、本格的な工事が始まり、現在造成工事を中心としての推進が行われております。監査意見書の「むすび」でも指摘をされていますが、そのなかで関係者との話し合いを継続するなど、事業の理解については、引き続き真摯に取り組まれるよう要望するとされています。関係者という言葉の中に、新クリーンセンター建設へ賛成している人たちは全てが協力的で、「再考を求める住民の会」を始めとした、いわゆる「反対住民」の皆さんが、非協力的というイメージが強いのは、ある意味仕方がないことですが、事業推進を具体化するにあたり、本当にそうだったのかどうか、思われるふしがいくつかあります。

それは、いわゆる「賛成派」の意見として、かなり強引に、〇〇をしてくれないと事業をストップさせるなど、かなり無理難題と思われる問題の提起・要望があり、これをしないと事業を止めるという言い方での話し合いがあると聞いておりますが、平成24年度決算審査を通じて、こうした有り方をどう考えるか、得てして「再考を求める会」の方が、事業推進の「妨げになる」と思われがちですが、「住民の会」の皆さんとの話し合い、先程若干答弁がありましたけれども、実態を教えてください。

次に議案第2号、津山圏域資源循環施設組合会計決算においてについてお尋ねします。まず、施設建設費にあります、土質・土壌調査費926万円ですが、この決算が、いわゆる産廃埋立地から、環境基準を超えてヒ素が何箇所から見つかったことに関係しているのか、いないのか不明ですが、この環境基準を超えたヒ素の数値は、わずかに基準を上回る数値だと報告は受けていますが、原因としては自然由来のヒ素が、廃棄物の混入に

よって土壌が還元状態になり、溶出しやすくなったためと、専門的な科学者の見解が述べられております。原因についてどう思われておりますか、管理者の見解をお尋ねします。

そして、専門的な科学者の指導で、埋立地から除去し、その処分方法も指導を受けて適切な処理がなされようとしてるわけですが、住民の方々の不安を無くするという意味で、どのような状況で、どんな安全対策を講じるのか明らかにしてください。さらに、この有害物質の調査費、汚染土壌の除去費用、最終処分費用、袋代・科学者への対応費用など、全体として土壌汚染対策費と仮に称しておきますが、幾ら必要としましたか、明らかにしてください。

議案2号の歳出決算の中にあります、委託費1億5,858万円についてですが、この中に、環境評価、文化財調査、など事業委託でないと出来ない課題もありますが、例えば、道路設計に関する業務など、職員が技術者・技術士としてやってもよいもの、やれるものがあると思えて仕方ありません。多少、職員の残業費が必要になるかもしれませんが、せつかく技術屋として、自治体に雇用されながら、本当の意味の設計はしないで、外注、いわゆる委託する訳です。昭和の時代のように、かなりの建物や道路、水路などは、職員自らが設計するという、それが技術の向上と腕前を發揮する方法だと思います。そう言う点での、委託費がどの程度と思えばよろしいか教えてください。

そして、津山市と鏡野町が独自に行った、先程答弁もありました、あるいはこれから行なう予定の周辺整備事業の中にも、かなりそれに似た物があると思えます、組合だけでは困難な有り方で、自治体の技術職員のあり方が大きな要素ではありますが、委託方式から、直接設計方式に変える、職員がやるという方向を打ち出して、その事によって、変な行革論などで職員の給与が減額されたり、数を減らされないように経費節減がはかれないかと、お尋ねします。

藤田議員の質問と関係しますけれども、鏡野町の周辺整備事業に関する、事業費の地元負担のあり方です。一般的には、反対するものが有る。末永は、何でも反対するからダメというイメージの中に有るのは、先程も言いました、仕方ありませんが、世の中は、賛成・反対の意見のぶつかりによって、真っ直ぐではありませんが、いわゆる「らせん状態」ですが、より良い方向、より技術の向上ができることが「良くなっていく」ものです。何でも賛成ですと、そうなると質が向上しません。現状維持で止まるわけです。それが、社会発展の法則です。鏡野町の「確認書」といわれるものに書かれている地元負担金の扱い。これからできるであろう、いろんな事業、この実施が期待されると私は思っております。下原地域及び郷地区全体との公害防止協定も話題になりました。こうした先程山崎副管理者の答弁にもありました、地元負担のあり方など、公害防止協定に反映すべきだと思いますが、管理者の見解をお尋ねします。

次に、事業推進にあたって、平成27年12月稼働をめざすとして、どうしても、幾つか、過去の問題を整理しなくてはいけない、その課題があると言う視点でお聞きします。

適地選定委員会における論議で、第4回の委員会、平成18年12月19日に「埋め立てに適した谷地形であれば最終処分場として適地であることなどが論議がなされ、そして、第12回の委員会、平成19年4月25日の委員会では、埋め立て地に適した地形について審議されており、領家地区は、急傾斜などの危険性は感じないと、最終的に「谷が深いから工事代が安くつく」と最高点3点を与えています。そのくせ、19年5月20日の委員会、地元のヒアリングなどでは、施設の配置は、まだ決まっていないと論議もしているわけです。これらの論議を考えると、施設は位置は決めていないが、何故か、領家については、「谷が深くて、最終処分場をつくるのに安くつく」と、ここでは位置決定をして、最高点をつけておるわけです。すなわち、施設配置は決まっていなくても、点数を「加える」時には、最終処分場の配置場所を決めて、最高点3点を与えているんです。こうした、有り方を、どのように把握して、領家での事業推進にむけて整理されましたか、お尋ねをいたします。

そして、土地の価格ですが、不思議な現象は、適地選定委員会の論議の中には、土地代をすでに「5億2千万円」とはじき出して、その後、具体的な交渉で、少し「まけてもらった」と4億6千万円と言う価格決定をしている。適地選定委員会での会議録を調べてみると、領家は、かなり早い段階で、値段の交渉などが有った事がうかがわれます。第14回委員会で、「土地は、格安で売ってくれる」という意味の論議がなされております。この点、どこで、安く購入できるともってもらしく報告されて、委員をいわば、誘導している感じさえそこにはあります。ところが、どこでこうした安く売ってくれるという発言の根拠になる話し合いをしたのかと調べても、さっぱりわかりません。どこにも、そんな論議をした形跡、会議録はありません。副委員長が「領家は、ほぼ同意を頂いたとしておるわけですから、どうやら、地権者とは、話し合いが、この段階であったことがうかがわれます。こんな経過がわかる職員は、もう組合にはいなくなったのかと思いますが、そうした土地の価格の経過についてわかる範囲で答えて下さい。

次に、適地選定委員会における、予定地を決めるためにつけられた点数との関係で、最後4つの地域が残され、それぞれの地域の、それぞれのインフラ整備を試算して、神庭が63億円、為本他が46億円、安井が36億円、領家が35億円、と、価格が決められております。これは、津山市の議会の論議で明らかになったところですが、応募した地域が試算したとか、専門業者が試算したとかでは無く、当時の担当職員が「見積もった数字」と言う事が明確になっております。第15回の適地選定委員会の議事録を見ますと、この金額の差1億円を1点としておりますから、価格で言いますと、為本他と比べて見ると、10億円で、10点の差です。この差で、実は、それまでも、保安林の解除は困難なのに簡単にできると、最高点をつけたり、施設配置は先程言いました決まっていなのに、谷の深い所に最終処分場を作るから安くつく」と最高点をもらうなど、かなり無理をして「領家の点数付け」が行われてきた。一番にならなかった。しかし、この「価格差」、先程言いました10点の差で領家が、一番の座を占める事になったわけで

す。領家では、試みに、インフラ整備費を9億2千万円と見込んでおります。これが安くつくから、最高点の点数をもらったわけです。実際は、今日幾らかかっているんでしょうか。本当に、この時の「数値が正しい数字なのかどうか」を、平成24年度決算及びそれまでにかかったインフラ整備の実態から見て、この数字を明らかに教えていただきたいと思います。

こうした、適地選定委員会の有り様が気になりまして、会議録の仔細を検討してみましたが、弁護士の実は意見もあって、会議録に「抄録」と書かれていることが最近お恥ずかしいながら改めて認識されました。そこで、「抄録」に対しては、会議の全ての事が書かれた「正本」があるはず。ありますかと聞きますと、それが無いということです。あるのは、「抄録」で発言した人を「事務局」とか、「委員」とか、で表現している部分に、具体的に発言した人の名前が「わかる」ようになったものが、「正本だ」と言われて、本当の正本であるべき、「論議した内容や出された資料」また、「正副委員長の結果の検討」と言われながら、その正副委員長で話あった、検討した会議録もないという事になりましたが、そんなことで本当に良いのでしょうか。会議録を作製する上で抄録とされた場合、何が必要だと思いますか、お答えいただきたいと思います。以上で登壇での質問を終わります。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

末永議員の質問にお答えをいたします。まず残土処理地の何ヵ所かにおきまして環境基準を超えたヒ素が見つかったけれども、原因についてどう思うか。とのお尋ねでございます。残土処理地の土壌調査につきましては、造成工事に合わせまして調査を行うとのご報告をしておりましたので、造成事業者決定後、平成25年2月の中旬に、65箇所におきまして土壌汚染対策法に準じて鉛、ヒ素など10項目の調査を行い、その結果ご指摘のとおり、ヒ素の溶出量だけが、何箇所かわずかに環境基準値を超過をいたしたところでございます。この原因につきまして、資料の採取に立ち会っていただきました環境科学の専門家に意見を求めたところ、コメントをいただき、私もその意見を尊重しているところでございます。

次に鏡野町の周辺事業費の地元負担金の扱いは、下原地域及び郷地域全体との公害防止協定に反映されるべきだと思うがどうかとのお尋ねでございます。

周辺環境整備事業につきましては、津山圏域資源循環施設組合が設置するクリーンセンターの建設及び運営を円滑に推進し、周辺地域との協調を図ることを目的として、周辺地域からの事業要望をもとに、組合と津山市、鏡野町が分担をして実施をいたしております。事業の実施にあたりましては、組合、関係市町におきまして、地元要望を精査し、予算の範囲内で対応しております。

なお、公害防止協定につきましては、藤田議員にもお答えいたしましたとおり、住民

の皆様方の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るものでございまして、締結相手によって内容が異なるものではないと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは私の方から4点の質問についてお答えをさせていただきます。

まず委託方式から、直接設計方式に変えて職員が行う方法を示唆し、変な行革論で職員を減らさなくても経費節減というものはあったらどうですかと、こういったお尋ねでございます。現在、用地測量、あるいは構造物の設計などにあたりましては、特に最近では専門的な作業が必要となっております。現在、設計図書などの作成にあたりましては、地元関係者との調整をはじめとした設計の基本となる計画部分につきましては、職員で行っております。そして主に業者委託する内容につきましては、それを図書化する作業と、このように考えております。

また、組合が手がけております新クリーンセンター建設及びその関連事業は、時間的な制約もございまして、委託方式は避けられない。こういったように現在は考えております。しかしながら、議員ご指摘のように経費節減、こういったものは重要な課題でございますので、今後におきましても可能な限り、そういうふうに取り組んでまいりたいとこのように考えております。

次に適地選定委員会で施設配置が決まっていけないのに、領家は谷が深くて最終処分場を作るのに安くつくつくと、最終処分場の配置場所を決めて最高点を付けているがこのようなありかたをどのように把握して、領家での事業推進を図ったのか、とこういったことをお尋ねでございます。平成19年の適地選定委員会での審査当時におきましては、谷地形を利用した最終処分場整備が一般的であったことから、同委員会では土地利用の可能性といたしまして、埋め立てに適した谷地形であるかないかを審査項目の一つとしておりまして、該当する領家においてその項目での最高点を与えております。しかし、施設配置については、候補地選定の段階で行政が勝手に決められるというものではございませんで、適地選定委員会においても候補地の選定後に協議すると、こういうことになっております。このことから、候補地を選定した後に、地元との協議を重ねまして、最近の施設の工法検討から具体的な配置をまとめたものでございます。ただ、地元住民の皆様のご意見、こういったものを求め、まとめる過程の中で、少数意見の方々にも十分な説明が必要であったと、このように考えております。今後は、地元住民をはじめ、関係者の方々に、誠心誠意の対応を行いまして、事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に土地価格について、適地選定委員会の会議録を見ると、かなり早い段階で値段の交渉があり、その時点で地権者とは話し合いがつかっていたかということ伺わせるが、



そうした土地の価格の経過について、わかる範囲で答えていただきたい。こういったお尋ねでございます。適地選定委員会に提出した土地取得費は、当時の近傍地の価格、それから売買実例価格を参考にして、事務局で算出したものでございます。また、当時の津山ブロックごみ処理広域化対策協議会が、津山市に土地先行取得事業を委託したのは、適地選定後の平成19年6月25日でございます。同年10月17日に津山市用地委員会で正式な数字が決定されております。このため、適地選定委員会が出されました土地の取得費は、正式な数字ではなかったと、このように思っております。適地選定委員会で、土地の買収費、それから交渉話しが話題にされた経緯といたしましては、地元のプレゼンの際に、申請者から出されたものと、このように考えております。

最後に適地選定委員会の会議録として、抄録はあるが正本はないとのことだが、会議録を作成する上で抄録とされた場合何が必要と思うか。こういったお尋ねでございます。事業推進にあたりましては、住民の理解を得ることが大切でございます。適地選定委員会の会議録は、概要をホームページに公開いたしましたものでございます。会議録全部を掲載いたしますと、内容が非常に散漫になりまして、住民の方々に分かりにくいために、会議の内容を概要としてまとめ、「抄録」と称しております。全会議録であります「正本」を作成したのちに、この概要を作成して、「抄録」としておれば、今回の事態は起こらなかったと、このように思っておりますが、適地選定委員会の会議録は、先ほど答弁いたしました通り、当初から「抄録」として概要のみを作成してございまして、全会議録は作成していないために、「正本」は存在しておりませんということをご理解いただきたいと思っております。

〔「そんなことできるわけないがな。」と呼ぶ者あり〕

●議長（西野修平氏）

はい、事務局長。

〔「始めから、要約と書いときゃええ。」と呼ぶ者あり。〕

△事務局（上田事務局長）

それでは、私の方から2点、お答えさせていただきます。賛成派の意見といたしまして問題の提起、要望があると聞いているが、決算審査を通じてこうしたありかたをどう考えるかと、お尋ねでございます。敷地造成工事の準備工に着手する際、工事内容の説明が不足しているとの提起があり、あらためて作業の内容の説明を行うまでの間、一定ではあります。工事を中断をした経過があります。しかしその後は、定期的に工程の説明会を設けまして、意見交換を行うなど工事内容の周知を徹底し、事業の円滑な推進をはかっているところでございます。

次に再考を求める会の方が、事業推進の妨げになると思われがちですが実態はどうかとお尋ねでございます。再考を求める住民の会の方々には、領家地区でのクリーンセンター建設事業の推進について、様々な考えがあり納得は得られ難いと思っておりますが、DBO事業者が決定し、造成工事が着手されるなど、事業は後戻りできない状況であるこ

とも、ご理解をいただき、安心安全でより良い施設を速やかに、そして無事ここで建設するようにと、有意義なご意見をいただいているところでございます。いただきましたご意見は可能な限り事業推進の参考としてさせていただきます事業を進めております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい、平井事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

私の方から4点、お答えいたします。住民の方々の不安を無くするという意味で、処理地はどのような状態で、どのような安全対策を講じるのかというお尋ねですが、環境基準を僅かに超えてヒ素が検出された地点は大きく分けて2箇所位置しております。

まず、1つ目の工事用道路拡幅に伴い、不良土を掘り起こす箇所につきましては、この土をこれまで数ヶ月間、土嚢詰めして現場に仮置きしております。専門の方によりますと、還元状態にある土のヒ素は、酸素にゆっくり触れると安定し溶け出しにくくなり、環境基準を超えない土に戻るとの意見もいただいておりますので、9月中旬に、再度含有試験、溶出試験を行ったところ、環境基準を超えるヒ素は検出されませんでした。このため、仮置きした土は、民家から離れた水に触れない箇所への盛土として利用する予定です。

次に、2つ目の箇所の土につきましても、一度掘り起こしていたため、改めて試験をした際には、環境基準を超えるヒ素は検出されませんでした。しかし、長期間仮置きし、十分酸素に触れさせる場所が確保できないので、安全のため、専門家の方の意見に基づいて、飛散や溶出することが無いようセメントを用いた不溶化処理を行って、埋立地の近辺に盛土いたしました。

次に、有害物質にかかる調査費、処分費などはいくら必要だったのかのお尋ねですが、有害物質を含む不良土の処理は、まだ、全ての作業が完了しておりませんが、全体で約1,300万円を見込んでおります。

次に、職員が技術者として行えるものとしては道路、水路設計などがあると思うが、そういう点で委託料はどの程度かというお尋ねですが、今回の委託費決算の該当契約件数は、20件、不要額を除く実質的な委託費は、1億2,633万円となります。その中で、道路、水路設計など職員自らが実施可能のものは、設備や人的補充が伴うという前提で、約20%が想定できます。

最後になりますが、適地選定委員会で領家地区のインフラ整備費を、約9億2千万円と見込んでいたが実際はいくらだったのか。平成24年度事業費及びそれまでにかかったインフラ整備の実態から見て、この時の数字はどうであったのか、とのお尋ねですが、適地選定委員会時点でのインフラ整備費は6ヘクタールの改変で、ご指摘の通り、約9億2千万円を盛り込んでおりました。今回、造成工事を発注した後、土を動かすだけの費用など当時と同様の考えで比較しますと、現時点でのインフラ整備費は、13haの改変で、

約 11 億 8 千万円を見込んでおります。実態は領家でしか試算できませんが、発注済みの進入路など、他のインフラ整備費を勘案しても、選定時点での領家での整備費見込みは、実態に比べて安価となっております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

それぞれ答弁をいただきました。まず、領家・地域住民との事業推進での理解を求めると話合いです。今の時点では、それなりに話し合いは、うまくいっていると理解をします。しかしいつ、何が起こるかもわからないというのがあります。いわゆる想定外ということも近年使われていることで、心して対応していただきたいということをお願いをしておきます。

有害物質の処理についてですが、ヒ素は答弁にもありました空気にふれると、毒素は緩和されていくと聞きますから大丈夫だとは思いますが、盛土として現地で利用するわけですから、万が一が無い様に措置をして下さい。そして、処理にかかった費用、約 1,300 万円ですが、領家の土地は、ヒ素・鉛が環境基準を超えて見つかった地域であるということを知り、産業廃棄物が大量に埋められていた土地でもあるということも知って、それでも、安全だと称して、前管理者は、市長選挙の直前に、土地購入をしました。その点では、ヒ素が、環境基準を、僅かとはいえ超えて存在していた。いわば、判断が間違っていたと言わなくてははいけません。かかった費用は、前管理者に、その責任を取ってもらうべきだと思います。1,300 万円、請求する必要があると思いますが、どう思われますか。

次に民間委託事業と技術職員の関係です。答弁に寄りますと、約 20%。やり方、考え方によれば職員の手でやれるかもしれない。私が勝手な想像です。登壇でも言いましたが、組合に関係する各自治体の有り様とこれは深く結びついていますから、組合だけではどうにもなりません。しかし測量や設計・図面作りについては、答弁でありました。一定の基準は職員がするということと言よんですね、あなたがたは。やるならその通りやっつてしまえばええと、私は言よんですよ。真ん中のところを委託する必要はない。忙しいこと色んなことはありますよ。しかしこれほど行革論で職員が痛みつけられてる時にせつかく雇うた技術屋の技術を向上させることなく、他に委ねることはやるべきでないと言っとるんです。それなりに最終的には点検・検査のようなものをするわけです。だとしたら、ますます職員には技術はあると言わなければなりません。その点で職員が市民から信用される。公務員は失礼ですが、横着だとか、親方日の丸だとか、批判される要素がやっぱりあるんですよ。これを少しでも減らしていく。そういう点で言えばね、へんちくりんな行革やお金を少なくするんじゃなくて、やっぱり職員が努力する姿を見せることも大切だと思いますが、もう一度答弁して下さい。

鏡野町の周辺整備のあり方です。先程、山崎副管理者、答えがありませんでしたけど

も今度は答えて下さい。隣接地である鏡野町の姿勢は、円滑な事業推進にとって大切な課題です。このことは何回も指摘して来ましたが、そもそも申請書類の段階で、藤田さんも言いました、12月が必要な、12月末が期限だったんですよ。それを5月になってどうしましょうか言うたらこっちへ来んさいってあんたが言うたところに、諸悪の根源があるんです。その時に今からハンコは遅いとあんたは言わにやいけなんだと言っとんです。それが今から取りかえしがきかんのですから、せめて公害防止協定とかその他、確認書の話しも出ましたけれども、直接隣接した下原、上下（かみしも）には特別の対策が必要。最初のボタンの掛け違いを少しでも直すという意味はありませんか？お尋ねいたします。

次に、土地買収価格の件です。行政が最終的に決めたくらいのことは知っとんですけど、もう一度大下副管理者に聞きます。平成19年5月20日の第14回の適地選定委員会の会議録で当時の副委員長が、「領家地区は所有者が一人で同意いただいております。これもお嘘なんです。一人じゃないんです、本当はね。何人かおったんです。「金額もほぼ同意いただいているので満点をつけたいと思う。」と、これ議事録通り読んどる。同意をもらうんじゃないかと。なんという答弁をするんなら。ここで決まっとるがな言よんじゃ。買う値段を決めたと云うるんじゃないんで、間違うたらいけません。価格を決めるとるがなと言よんです。すなわち地権者と相談をしとるがなと言よんです。そして、副委員長が、いわば誘導的な発言でリードしてきたんでしょ。そして、この部分、同意した金額がいくらでどういう形で同意したのかと、会議録調べよう思うたら、抄録でしかない。抄録のことはね、釈迦に説法ですが、あんたが言われる答弁だったら何にもねえ、抄録と書かんでもええ、知ったげな顔をして。会議録は概要ですと書いとけば、それでことが足りるんじゃない。抄録と書いたからには正本の資料を見たいと言うたらそれがなかったら駄目でしょうがな。これが日本の通説なんですよ。それはありませんのじやって横を向きようたらいけんでしょうがな。この副委員長が言うた会議録、安うしてもろうたという会議録、ここに出しなさい。これで議事が止まるんですよ、本当言うたら。出すまで待ちますよ。それが抄録の意味なんだから。どう思うとんですか？副委員長が金額は、ほぼ同意していると述べたわけです。あんたの答弁は間違っとなりますよ。もういっぺん答えてください。

施設は、行政が勝手に決められんということも言いました。施設の位置は決めてない。当然知っとる。一般論で、低いところは安くつくいうことを聞いとらん。話しとしてあったんじゃない。そのことで領家が最高点をもらうとんてと言よんじゃがな。ここへ結びつかにやいけませんな。一般論で低かったら安うつくんじやてそんなことで、事が足りるもんかな。その為にここまで苦勞しても、領家を一番にならなんだんじや。一番にするために何をやったんか言うたら、インフラ整備費が何ぼかかるか言うて10億の差作ったんですがな。そしたら今になって同じようにやってみても、9億と11億の差があるんでしょ？1億1点、3点~3.5点の差があるんでしょ。そしたら為本他が1番になっ

とる可能性があったんじゃない。どう思われるんなら。これは検証してないんじゃない、宮地さん、ここはね。無茶なことをやったと言わにゃいけんでしょうがな。保安林解除でも、津山の本会議で指摘したから繰り返しません、保安林の解除が出来んところは落第させとんですよ。領家は保安林の解除がたやすいと言うて事務局が言うたために、通過して最高点これももろうたんですがな。ところが今日、領家の保安林の解除しよう思うたら、一苦労も二苦労も三苦労もせにゃいけんいうことが実態で明らかになっとなでしようがな。次から次に領家を一番にするがために苦労し過ぎちゃおりませんかと言うとなでしようがな。どう思うとななら。無茶なことあんた方答えちゃいけません。最高点の3点を2度も3度ももろうとる。保安林でもうとっくの昔に領家はやめとかにゃいけん。それよりも何よりも申請書類で落第しとかにゃいけん。それが蘇っとるじゃないですか。これは何なら言うとなでしようがな。もういっぺん答えてください。

応募してきた、安井・為本・神庭・領家、4地区が残った時にさっきも言いました。価格は安うつく、領家は。しかし実際は11億じゃと。今日ね、これは20億超えるくらい金がいつとなでしよう。これはまあやり方を変えたんじゃないから、これはまああんまり言われんけれど。しかし無茶苦茶でしようがな。周辺整備事業もほとんど使わん言ようつたのに、何ぼ使よんなら。今答弁にありましたがな。こんなこと考えたらおかしいと言わないといけません。10億の差額は10ポイント違うんですよ。10ポイント違うたら4位になる、領家は。こんなことばっかりやっとなじゃありませんか。もういっぺんわかるように答えて下さい。そこんとこ。頼みますから、私を納得させてみなされ。

会議録のありがた。もう一度言います。抄録とは、正式な会議録を見たかったら見えるというのが抄録なんです。あんたが言うように、無いじゃいけんです。無かったら概要と書いてください、ことが足りとった。正本がなかったら困りますがな。絶対に見たいんですよ、どうやって正副委員長と事務局が、会議を重ねて委員会に提案したのか、一連の流れが見たいんですよ。領家が最高点になった細工がどうやって論議されたんか、正本に書かれとかなんだらいけんなんなんです。抄録に対してこれを正本と言うんですよ。どうですか？答えて下さい。

●議長（西野修平氏）

はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

私の方から5点の質問に順次お答えをさせていただきます。まず最初に、ヒ素、鉛が環境基準を超えて見つかった地域として土地を購入したことは、いわゆる判断間違いであって、安全対策にかかった費用は前管理者に責任をとってもらって追及する必要があるんじゃないかと、こういったご質問でございます。土地の購入にあたりましては、残土処分地につきましては、前地権者によって、不適切なものは取り除かれたと、こういうことになっております。ただ、前管理者に責任を問えるかと、こういうことでございますが、その点につきましては、弁護士と相談のうえ対処してまいりたいと、このよう

に考えております。

それから2点目の職員が測量設計など直接行うことが市民から信用されて、いわゆる公務員が横着とかこういった批判がされないのではないかと、こういったお尋ねでございます。各自治体のありかた、有りようと深く結びつく事柄でございます。組合職員も自らできるようなら、みずから行う。こういった強い意志をもって、今後の業務にあたっていきたい。このように考えております。

次に第14回の、適地選定委員会の議事録を見ますと事前に値段交渉があって、正副委員長に内容を報告されて副委員長が金額をほぼ同意していると述べたと言わなくてはならず、答弁が違うのではないかと。こういったことでございます。第14回の適地選定委員会の会議録におきましては委員長の「資料の承諾にお金のことがあるが、どのような感触なのか。」との問いに、地元が「気持ちよく承諾していただいた。」との記載が当然ございました。また、資料の承諾書には「売買代金については、買受側が実施する客観的かつ公平な不動産鑑定評価に基づく価格の範囲内での譲渡協議に応ずることをお約束いたしております。」との記載もでございます。このため、適地選定委員会での土地買収費、交渉話しは、地元申請者から出されたと、このように考えております。

次に、施設配置は行政では勝手に決められないとの答弁ですが、適地選定委員会では、施設配置は決めてないとしながら、最終処分場を谷の深い所につくると。点数が満点もらえたのかとこういったお尋ねでございます。同様の答弁になりますが、当時の審査では、地元のプレゼンでの配置計画は示されておりませんで、土地利用の可能性として、申請地に埋め立てに適した谷地形があるかないかを1つの項目といたしております。本来なら、高い配点を得た有利な谷地形を利用して最終処分場を建設すべきではございますが、候補地決定後、地元と最終処分場を含めた施設配置を検討するなかで、現在の配置になったということでどうかご理解いただきたいと思っております。

それから最後に、会議録の正本がないのに抄録だけでことが足りるという判断を誰がどこで行ったのか。見たい部分を示すことはできるから抄録としたのではないかと、こういった再度のお尋ねでございます。同様の答えになりますが、会議の内容を住民の方々に分かりやすいように、最初から概要としてまとめ、全会議録ではないため、「抄録」と称したものでございます。概要で内容がわかるものとの判断をしまして、当時の担当部署で職員が行ったと、このように考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員の再答弁に、再質問に答弁をさせていただきます。申請書類の件でございますけれども、12月に印鑑が必要な事項を半年も過ぎてから照会するということの質問がありました。前回も同様の質問に対しまして答弁をさせていただいておりますけれども、補足的に地元を経過説明を行いまして了承をいただきたいということでありました。で

あるために、地元地区の区長会に説明をし了承をいただきたいと、このようにお話をさせていただいたわけであります。

それから確認書であります。地元要望に基づく確認書を議員も同席で交わしたわけありますけども、順次その事業を消化しております。大きなものにつきましては、若干期間の経過をしておりますけども、大部分が件数的には事業を終わっているというふうに考えております。正していくという心構えはいつも持ち合わせております。いつも真摯に事業の推進に努めてまいりたいと思います。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁が順不同ですが、頭にひらめたところから言いましょう。領家の金額査定のことですね。答弁があったように違うとんですよ。金額もほぼ同意いただいたと、こう副委員長が言うんですよ。大下副管理者が答えたこと尋ねてないんじゃない。ここのところの議事録が欲しいと言よんじゃない。抄録と書いとんじゃけん、正本があろうが言うたら、無いと。隠したんか焼いたんか捨てたんかどがいなったんかと言いつたんですがな。もういっぺん言うてください。金額もほぼ同意いただいたと言うなら、地元のプレゼンとかいろんなところで話がでた、安うわけてくれる、何とかなるというようなことはねえ。どこの立候補したところも、よう覚えておきなさい。地権者が共同申請しとんじゃから、何にもわざわざ勝手にせんでもわけてくれるんじゃないこれは。とぼけた事を答えるな言よんじゃない。金額は同意したと書いとる、ここへ。事前に金額決めとんじゃないんか言よんですがな。それが一つ。

それから1,300万円でしたか、ヒ素の、弁護士と相談するというにしてください。重ねて、今度は地権者にね、もらうべきだというもう一つの考え方。契約書の中で瑕疵担保責任をつけとるわけです。前管理者桑山さんには政治的、道義的にもらう。元地権者には契約書通りいただく。570条に基づいて瑕疵担保責任をとるべきと思いますが、どうでしょうか。

さて、山崎さんこれは意見だけ言っときますが、確認書については、まずほぼ事業も終わらうらしんですけど、これからもいくつか出るかもしれません。しっかり覚えとって、下原下、上について厳守してもらいたいことを言っときます。せっかく私も中に入って話をしたやつですから。

それともういっぺん言いますが、公募方式のありかたで、申請日が過ぎとるのだから色んな事があつたと。たぶん山崎副管理者は町長として、それほど意識せずに鏡野町の慣例で、郷地区区町会を紹介したんだらうと善意には思いますよ。それが諸悪の根源だと言よんです。それを取り除くためには何をすべきかもっと真摯に真剣に公害防止協定も含めて考えてくださいと言っときます。

大下副管理者、抄録についてもね、もういっぺんそこらのありかたを、どうしても僕

はね、やっぱり正本がいると思うんですよ。何とかして下さいねとしか言いようがない、こっちも。ここへ出して下さいと。本当言ったら出すまで止めたいんですけどね。

さて宮地さん、領家の点数の付け方をいくつか言いました。これはあの、検証にかかってない課題です。谷は深いけん最終処分場作ればええと。結果的に作らなんだいうことを聞きよんじゃない。3点をやったということが問題なんじゃ。一般論じゃない。具体的に3点をやったんじゃけん、領家に。それまでは低位をいきょうたんじゃ、領家は。それを3点をやった。保安林にまた3点やった。解除できんところは保安林のことで断ったんで。領家は残してね、3点をやった。これでも1番2番3番4番になれなんだんじゃ。最後までどのつまり、価格で来た、価格で。よう覚えとりますが、為本は池と鉄道を超えるけん、何十億の道路があるけん、何ぼかかるんじゃ、これは高すぎるが。綾部は産廃買わにやいけんけん、高すぎるが。領家は何もいらんけん、安うつくで言うてやったんですが。そしたら今日、同じ指数で計算しても30近い差。現実から見たら10億近い差があるんです。ここにペテンがありやせんかと言っとるんです、私は。最高の点数をもらった。だから領家を選定してきた。こうした課題は藤田さんも言いましたが、再考を求める住民の会の皆さん方の一つ一つの指摘。これによってね、整理されてきつつあるんですよ。これなかったらね、賛成者ばかりだったらね、こんな矛盾も何も隠れてしまう。まあ、隠れた方がええがない論理もありますよ。悪いやつは蓋しときゃええがない。しかしそれじゃあ世の中発展せんのですよ。ええも悪いもさらけ出して、何が問題かあきらかにすることによって、新しい前進があるんです。これを忘れたらいけません。反対の為に反対しよんじゃないんですよ。宮地さんどう思いますか？

●議長（西野修平氏）

はい、管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

お答えをいたします、議員のご指摘のように、谷が深いから最高点を与えたと。こういう事実についても実は私も理解をいたしておるところでございます。これらの問題についてはですね、本当に大きな間違いをしでかしたと言わざるを得ないと思います。ですから私自身は、それだけ有利な点数があるならばね、当然のことでございますけれど、そういったところを利用してやるというのが本来の形ではないかと、このようにも理解いたしております。ただ色々のご指摘いただくんですけども、もう既に私自身が最終的に判断させていただいたのは、もう既に用地が取得をされておる。このような状況の中でですね、もう本当にこの断腸の思いでね、そこに造成工事をさせていただくと、こういうようなことでございますので、これからはですね、誠心誠意、色々な皆さん方のお声を聞きながらですね、事業の推進に取り組まざるを得ないということしか言えませんのでね、一つご理解までいただかせんでしようけども、私の思いをですね、述べさせていただきたいと思っております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）



はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

まず、会議録についてお答えします。会議録につきましては、確かに議員のご指摘のようにまず、正本として全会議録を作成したのちに概要を作成して、それで抄録というような名称でなくしてですね、その名称の要約版としておけば今回のような事態は起こらなかったとこのように反省をいたしております。今後は、このようなことがないように、事務の取り扱いには、充分留意してまいりたいとこのように考えております。

それから、環境基準を超えた不良土の処理費用についてでございますが、これは確かに契約の中に前地権者との関係で、瑕疵担保責任というのがございます。この是非につきましては、当然弁護士とも協議をいたしまして、適切に対処してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

市長にもういっぺん聞きますがね、確かに事業推進今しとる段階で、過ぎたことはええがなという論理がないことはない、わからんことはない。しかし整理すべきものは、僕は、何ぼ事業進めようっても整理すべきだと言よん。例えばね、へんちくりんな話ですけども、谷が深いという論理、谷が深いけん最高点を与えると、最終処分場そこへ造ろうと。しかし、全体では施設の配置は決まっておりますよと。しかし決めてしもうて、桑山さんがやったのは何か言うたら、谷でない所に最終処分場を造って、今日反対住民が根っこをおこした、いわゆる住民の会の方々の家の目の前に最終処分場をもってきた。3つ矛盾したことを平気でやとる。おかしいと言わにやいけん。そういうことを全く目をつぶってしもうて、事業さえ前へいけば良いという懸念。もういっぺん市長そこらあたりどう思うかおしえてください。

それから副市長ね、反省しとるかいうことを聞きようらんのじゃ。なんべんも言いますが、第14回の適地選定委員会で、領家は金額もほぼ同意いただいていると言うて、副委員長が言いきとんじゃから。だとしたらこの同意をいただいた時の話合いの会議録があるがなと言よんじゃ。それをここへ出せと言よんじゃ。見せえと言よんじゃ。今日でのうてもええし、普段でも見せてくれとつたら今日の質問は無かった。無いゆうようなことはいけんのじゃ。抄録であるとかいけんのです。法的に通らんのじゃ。出しなさい、ここへ。

●議長（西野修平氏）

はい、管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

度重なるご指摘と言いましょうか、私に対する質問でございますけど、お答えしようがないです。端的に言いますとね。ですから、私自身は本当は、全般的に非常におかし

なかたちで進んでおるといのは私自身も充分理解をとりました。そういう中でございますけども、まだ色んな問題がございますので、これらの問題等につきましてはですね、本当にこの人道的な立場でこれから考えていかなければならないと、こういうふうにお答えをいたしたいと思っております。以上です。

△副管理者（大下順正氏）

大変申し訳ないんですけど、全会議録を記した正本というのが、現実にはないということとをまず、ご理解をいただいて。

〔「なかったらいけんがな。」と呼ぶ者あり。〕

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

時間がありませんからね、話半分終わってしまうんですけどどれも、やっぱり良くないと言っておきましょう。無茶苦茶ですがな。もう時間がありませんからね、すいません、反対討論も含めてここで終わってしまいますが、ちょっとだけ時間延びてもこらえてください。

議案2号に反対いたします。その理由は、今日も論議しました、領家に決めることに絡み強引で無理があったと思えて仕方が無いんです。検証して見直しをしてやったということについては一定の評価はしますが、そういう状況の中で領家で事業を推進するということの予算化ありかたに反対してきた関係で決算に反対します。更に打合せ会議でしたか、勉強会の時だったか言ったんですけども、議会費以外の旅費・バス借り上げ料などのありかた、視察全体のありかたにも私、大きな疑問を投げかけてきました。そういう意味でも反対です。更に今日、後で詳しく聞きに行きますという条件をつけて、支援事業費のことの答弁がありました。さっぱりわからんのですね。どこへ何のためにやったか未だにわからない。なんでDBO方式にするのに、誰に支援しちゃったんならと。色んな疑問があります。これも認めれんということをおっしゃいます。

以上のことで、議案2号に反対して、それ以外のもう一つの議案には賛成というご意見を申し上げて質問と討論を同時に終わります。

●議長（西野修平氏）

以上で質問質疑は終わりました。討論も一つ終わりました。次の討論はありません。

これにより、採決に入りたいと思っておりますが、ただ今、上程いたしております日程第3の案件につきましては、それぞれ分割して採決をいたします。

まず、議案第2号について採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案通り認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

(賛成 12 名、反対 2 名)

●議長（西野修平氏）

はい。起立多数と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり認定することに決しました。次に、議案第 3 号について採決いたします。お諮りをいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成 14 名)

●議長（西野修平氏）

はい。起立全員と認めます。よって、議案第 3 号については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第 5 議案第 4 号上程**

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 5 に入り、議案第 4 号「津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。本案は、本日提案されお手元に配布のとおりであります。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

それではただ今、上程されました議案第 4 号についてご説明を申し上げます。

議案第 4 号「津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について」につきましては、人格が高潔で組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任する監査委員に、久常勝實氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項及び組合規約第 14 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明はただいまお聞きのとおりであります。お諮りをいたします。本案については、質疑、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり。〕

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。これにより議案第 4 号について採決をいたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり。〕

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。本定例会に付議されました案件の審議は以上で終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶があります。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席をいただきまして、ただ今は提案した議案につきましてご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後とも、新クリーンセンターの施設の完成に向けまして、非常に多くの課題等も存在をいたしておるところでございますけれども、私共として最大限の努力をする所存でございますので、どうぞ議員の皆様方におかれましても、ご指導並びにご支援のほど、心からお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。本日は大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

これをもちまして、平成25年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

午後0時16分 閉会

地方自治法123条2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成25年11月8日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合 議員 岡安謙典

津山圏域資源循環施設組合 議員 藤田多喜夫

平成 25 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 25 年 11 月 8 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	藤 田 多喜夫	①平成 24 年度組合会計歳入歳出決算 について	管理者 副管理者
議案質疑	2	末 永 弘 之	①議案 2 号決算について ②事業推進について	管理者 副管理者 事務局長